

令和 8 年 4 月 8 日

保護者の皆様

東広島市立高屋中学校
校長 豊崎 真理子

気象警報の発令に伴う学校の措置について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育の推進にご理解ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、見出しのことについては、次のように行うこととしておりますのでご理解ください。

1 対象となる気象警報について

特別警報、大雨警報、洪水警報及び暴風警報のうちの一つでも発令された場合

2 気象警報の発令状況及び学校の措置等について

	時刻	警報発令状況	学校等の措置	備 考
登 校	午前 6 時	発令中	自宅待機	
	午前 7 時	発令中	臨時休業	
		解除	繰り下げ登校	通学路の安全等が確保されない場合は、この限りではありません。(校長の判断により対応します。)
下 校	午後 3 時	発令中	学校待機	通学路の安全等が確保された場合は、この限りではありません。(校長の判断により対応します。) その際、学校は、電話・メール等で保護者等へ下校時刻等を周知するとともに危険箇所等を巡視します。

※ 下校時刻については、気象状況等により、午後 3 時以前に一斉下校等の措置を行う場合があります。その際、学校は、メール・電話等で保護者等へ下校時刻等をお知らせします。

※ 上記以外の警報や警報発令以外の非常災害、その他急迫の事情により、生徒の登下校が困難な場合は、校長の判断により措置します。

【措置例】 臨時休業、自宅待機、授業繰り下げ、授業打ち切り、学校待機、引き渡し下校